第３４回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２９年３月３０日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１８名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１７番	金川　勇次
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１８番	福田　孝義
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１９番	野邊　秀男
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	２０番	山下　貴義
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２１番	鳴海　正文
７番	欠員	１４番	野邊　俊博	２２番	岩下　哲見
８番	瀬治山秋美	１６番	島田　俊満		

欠席委員　　１名　　１５番　　吉田　友子

議事録署名委員　　１０番　瀬治山　満弘　　１６番　島田　俊満

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第２１９号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第２２０号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第２２１号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第２２２号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第２２３号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第２２４号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第８	議案第２２５号	串間市非農地判断基準（案）の制定について

会　長　　ただいまから、第３４回農業委員会総会を開催いたします。本日は１５番委員より欠席届が出ていますので、出席委員は１８名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、１０番　瀬治山満弘　委員、１６番　島田俊満　委員にお願いします。

会　長　　ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　　まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、報告いたします。
今回の合意解約は２件でございます。内容といたしましては、貸人の申し出によるものが解約の理由となっております。

会　長　　報告はお聞きのとおりでございます。

議案第２１９号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長　　次に議案２１９号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。
それでは議案２１９号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第２１９号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から３番の所有権移転に関する３件であります。
事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、
「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働

事務局	力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、であります。 今回の許可申請、受付番号１番から３番の３件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１２番	議案第２１９号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号１番につきましては、渡人が遠方で管理できないため受人が無償で譲受け、申請農地に食用甘藷を作付けされ、規模拡大を図られるとのことです。受人世帯においては、毎年食用甘藷を約２ヘクタール作付けされているため、機械保有・労働力・技術面からみても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況につきましては、本人が５０日・妻が１００日・母が２００日の農業従事があるため問題ないと考えます。なお、申請地周辺の農地は食用甘藷が作付けされているため、農薬散布への影響はないと思われます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の所有権移転に関する１件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議よろしくお願いします。
会　長	次に大東地区委員会より、受付番号２番から３番の２件の説明をお願いします。

１３番	議案第２１９号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号２番から３番の所有権移転に関する２件であります。 受付番号２番については、渡人である叔母から受贈される申請地に食用甘藷を作付けし、規模拡大を図るとのことです。受人世帯においては、毎年１．５ヘクタール以上の食用甘藷を作付けするため、機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると思います。また、農業従事状況においては、受人世帯で本人が２５０日、妻が２００日以上の農業従事があるため問題ないと思います。申請地は食用甘藷の作付地帯であるため、農薬使用の違いによる周辺農地への影響はありません。 受付番号３番については、渡人であるいとこから受贈される申請地に飼料作物を作付けし、規模拡大を図るとのことです。受人世帯は農業経営に必要な機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況においても、本人が２５０日の従事日数があり、父と母の農業従事もあるため何も問題ありません。なお、申請地の周辺は同じく飼料作物が作付けされているため、農薬散布などの影響もありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号２番から３番の所有権移転ついて、慎重に審議してまいりましたが、２件すべてが農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２１９号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２１９号、受付番号１番から３番の３件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１９号、受付番号１番から３番の３件は、許可することに決定します。

議案第２２０号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について

会　長　　次に議案第２２０号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。
それでは議案第２２０号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案第２２０号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番の１件であります。
農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、
「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合
「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合
「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合
「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合
「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。
受付番号１番の１件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。
したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番の１件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１３番　　議案第２２０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号１番の１件でご

１３番	ざいます。 　受付番号１番について、申請地は山林に隣接しており、日当たりも悪く農道もないことから耕作不便であること、鳥獣被害により耕作することが困難なことから、植林し山林として管理していく申請でございます。植林後は定期的に下刈り・枝打ち・間伐を行い、管理していかれるそうでございます。なお、申請地周辺に農地がありますが、境界より一定距離をもうけて植林するため、山林による周辺農地への影響もなく、また、土砂流失などの災害を発生させる恐れも考えられません。 　以上、大東地区委員会において受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、すべてが農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 　これより議案第２２０号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２２０号、受付番号１番の１件について決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２２０号、受付番号１番の１件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。
	議案第２２１号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に議案第２２１号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 　それでは議案第２２１号、受付番号１番から９番の９件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２２１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、受付番号１番から８番の所有権に関する８件と、受付番号９番の賃借権の設定に関する１件であります。

事務局	農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番から９番の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から９番の９件につきましては、許可要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１２番	議案第２２１号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番について、申請地は山林に囲まれていることから通路もなく、耕作不便なため受人が植林し、山林として管理していく計画であります。受人は５月１日から１０日までに植林作業を行う予定であります。申請地周辺に農地はなく、山林と受人所有の雑種地のみであります。また、雨水は西側の水路へ流すため、転用により周辺地への影響はありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件について慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に大東地区委員会より、受付番号２番から８番の７件の説明をお願いします。

１３番	議案第２２１号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号２番から８番の７件でございます。 受付番号２番から７番の６件は、受人と転用目的が同じでありますので、合わせて説明します。今回の申請は合計筆数が２５筆・面積が１０，０９５㎡でございます。申請地は譲受会社が保有する製材工場に近いことから、製材用丸太やバイオマス燃料の増産を行うため、植林し事業拡大を図るとのことです。植林後は定期的に下刈り・枝打ち・間伐を行い、管理していかれるとのことでございます。申請地周辺は山林化しているため農地はなく、また、雨水は植林を行うことで地下浸透されることから、災害などの被害を発生させる恐れはありません。 受付番号８番については、渡人は周辺が山林化しているため、獣害により耕作が困難なことから植林したものであります。また、県外在住のため適切に管理できないことから、受人に譲渡する申請であります。受人は定期的に下刈り・枝打ち・間伐などを行っていかれるとのことです。また、申請地の周辺はすべて山林であることから、雨水による土砂流失など災害を発生させる恐れは考えられません。 以上、大東地区委員会において、受付番号２番から８番の７件を慎重審議してきましたが、７件すべてが農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に本城地区委員会より、受付番号９番の１件の説明をお願いします。
１８番	議案第２２１号、農地法第５条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号９番の一時転用に関する１件であります。 受付番号９番は、宮崎県が行う農地保全整備事業実施に伴い、申請地を現場事務所および資材置場として一時的に利用する申請です。工事期間は平成２９年４月２７日から同年９月３０日であります。申請地に隣接する農地はありますが、土砂流失防止のため畦畔を施し、雨水は緩やかに勾配をつけることで集中させ、東側河川へ排水させますので、周辺の農地や作物への影響はありません。なお、期間終了後は農地へ復旧し、譲渡人へ返還されることから問題ありません。 以上、本城地区委員会において、受付番号９番の１件を慎重に審議しましたが、１件すべてが農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。

会　長　　これより議案第２２１号、受付番号１番から９番の９件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　　ないようでございますので、議案第２２１号、受付番号１番から９番の９件を決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　　異議なしということでありますので、議案第２２１号、受付番号１番から９番の９件は許可相当とし、受付番号２番から７番の６件は県常設審議委員会へ意見を求め、受付番号１番・８番・９番の３件は意見を付して県へ進達いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

会　長　　次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局　　平成２９年３月分につきましては、串間市長より平成２９年３月２２日付、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。
内容につきましては、議案第２２２号・所有権移転が３件・面積が１０，３２５㎡、議案第２２３号・受人が認定農業者である利用権設定が４件・面積が２４，０７６㎡、議案第２２４号・受人が一般農業者である利用権設定が２件・面積が３，０２４㎡であります。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。
それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。

議案第２２２号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転

会　長　　議案第２２２号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。
それでは議案第２２２号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第２２２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番から３番の３件であります。 「農用地利用集積計画承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること 第２号イ）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 第２号ロ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から３番の３件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付番号２番につきましては、特例事業を活用した売買であることを申し添えます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、大東地区委員会より受付番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１３番	議案第２２２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、大東地区は受付番号１番から３番の３件でございます。 受付番号１番の１件については、キンカンハウスを建てて規模拡大を図るとのことです。２番については、宮崎県農業振興公社が特例事業により買入れる申請です。３番については、食用甘藷を作付けして規模拡大を図る申請です。この３件すべてにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から３番の３件すべてが該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２２２号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようでございますので、議案第２２２号、受付番号１番から３番の３件について承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第２２２号、受付番号１番から３番の３件を承認して市へ通知します。

議案第２２３号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分

会　長　次に議案第２２３号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。
それでは議案第２２３号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第２２３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は受付番号１番から４番の４件であります。
事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から４番の４件は、先ほど議案第２２２号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より、受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。

１２番　議案第２２３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から２番までの２件であります
２件すべてが「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において

１２番	慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から２番の２件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に大東地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１３番	議案第２２３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、大東地区は受付番号３番の１件であります。 受付番号３番において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号３番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に市木地区委員会より、受付番号４番の１件の説明をお願いします。
２１番	議案第２２３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、市木地区は受付番号４番の１件であります。 受付番号４番については、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、市木地区委員会において担当委員より報告を受け、慎重に審議してまいりましたが、受付番号４番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第２２３号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２２３号、受付番号１番から４番の４件について承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第２２３号、受付番号１番から４番の４件を承認して市へ通知します。

議案第２２４号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分

会　長　次に議案第２２４号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。
それでは議案第２２４号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第２２４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分は受付番号１番と２番の２件であります。
事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番と２番の２件は、先ほど議案第２２２号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。
また、受付番号１番の１件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、相続権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。受付番号１番につきましては、相続権を有する者すべての同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、大東地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。

１３番　議案第２２４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、大東地区は受付番号１番の１件であります
受付番号１番において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題

１３番	ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に福島地区委員会より、受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１２番	議案第２２４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号２番の１件であります。 受付番号２番について、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号２番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。本総会でのご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第２２４号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２２４号、受付番号１番から２番の２件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２２４号、受付番号１番から２番の２件を承認して市へ通知します。
	議案第２２５号：串間市非農地判断基準（案）の制定について
会　長	次に議案第２２５号、串間市非農地判断基準（案）の制定についてを議題といたします。まず、事務局より説明を求めます。

事務局	議案第２２５号、串間市非農地判断基準の制定についてであります。 提案理由につきましては、平成２１年１２月１５日施行の改正農地法により、農林水産省令で定める基準に従い、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うため、串間市非農地判断基準（案）の制定を提案するものであります。 それでは内容について説明します。まず、基準施行日につきましては、平成２９年４月１日からとさせていただきたいと思います。 次に、基準（案）は別紙のとおりとなっておりますが、このうち、農業関係団体及び専門部会における意見聴取後の追加事項としまして、串間市非農地判断基準（案）において、非農地判断の対象とする農地の項目の10番に、農道等がなく農地への進入が困難な場合とありますが、その項目の農地の前に「また」を追加しております。理由といたしましては、農道等がない場合や農地への進入が困難な場合という意味であり、これは農業用機械の大型化に伴い、農道があっても狭い場合は進入することができず、耕作に支障があるとの意見があったため、追加するものであります。ただし、その農地のある地域において、用排水や農地の状況により飼料作物しか作付けできないなど、周囲の作付け状況を考慮する必要がありますので追記したところでございます。 次に、判断基準の運用についてでありますが、非農地判断の総会審議は随時行わず、一括して年１回行うことを提案いたします。理由につきましては、所有者等への地目変更依頼を集中し、かつ効率的に行うことや、遊休農地の面積確定は毎年１２月末までに行うこととされているため、非農地判断に関する議案審議は毎年１１月定例総会で実施するで提案いたします。 次に、非農地判断基準は原則公表せず、非農地判断後の実績報告を串間市公式サイトで行うものとします。 次に、非農地判断を実施するに当たり、農業委員等で毎年実施するエリアを決定し、そのエリアのみの判断を行うこととさせていただきます。そのため、農地所有者の個別要望による非農地判断は一切受付けず、農地転用申請または非農地証明願申請の提出を行うよう指導することといたします。 以上、串間市非農地判断基準（案）の制定に関する内容を提案しますので、意見聴取後の追加事項を踏まえ、ご審議くださいますようよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対し質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	それでは議案第２２５号、串間市非農地判断基準（案）の制定について、お諮りいたします。 先ほど事務局から説明があった内容で、非農地判断基準（案）を制定することにご異議ありませんか。

	（　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２２５号、串間市非農地判断基準（案）を制定し、平成２９年４月１日から施行することに決定いたします。
会　長	以上で議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 暫時休憩します。